



2022年2月14日

各位

会社名 株式会社 東京ソワール
代表者名 代表取締役社長 小泉 純一
(コード番号 8040 東証第2部)
問合せ先 取締役上席執行役員管理本部長 小林 義和
(TEL. 03-5474-6617)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主であるフリージア・マクロス株式会社（東京都千代田区神田東松下町17番地）（代表取締役社長 奥山 一寸法師）（以下「本株主」といいます。）より、当社の第53回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主提案権行使に関する書面（以下「本株主提案権行使書」といいます。）を2022年1月31日に受領してありましたところ、本日開催の当社の取締役会において、いずれの議題についても反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本株主から、臨時株主総会の招集請求に係る書面（以下「本株主請求書面」といいます。）も2022年1月28日付で受領してあります。本株主請求書面内容及び当社の対応につきましては、2022年1月28日付の「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」及び同年2月14日付の「株主による臨時株主総会の招集請求に係る当社取締役会意見に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本株主による提案の概要及び提案の理由

(1) 議題

- 議題1 監査等委員である取締役 宮本幸三氏、同 岡本雅弘氏、および同 瀧村竜介氏解任の件
- 議題2 定款一部変更の件（小泉純一氏の役員就任防止ないしコーポレートガバナンス充実に向けた施策）

（以下、上記議題1及び議題2をそれぞれ本株主議題1及び本株主議題2といたします。）

(2) 議案の要領及び提案の理由

本株主議題1及び本株主議題2の議案の要領及び提案の理由は別紙をご参照ください。なお、別紙は、本株主から提出された本株主提案権行使書の「議案の要領」及び「提案の理由」を原文のまま記載しております。

2. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から、本株主議題1及び本株主議題2のいずれについても反対いたします。

(1) 本株主議題1について

当社のいずれの監査等委員についても、それぞれの豊富な経験・見識に裏づけられた助言を当社にいただいております。当社の取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献されていることから、当社としては解任する理由を見出せません。

本株主は、本株主提案権行使書の本株主議題1に係る「提案の理由」にて、当社の第52期有価証券報告書などに記載されている固定資産譲渡に係る取引（当社が所有していた東京都渋谷区の賃貸不動産を第三者に譲渡する取引を指し、以下「本件固定資産譲渡」といいます。）について、売却代金の用途についての批判や、当該取引に係る有価証券報告書等における開示の内容について批判をしていますが、以下のとおり、これは推測や事実誤認に基づく主張です。

すなわち、本株主は、本株主提案権行使書において、本件固定資産譲渡による手取り金について、「ほぼそのまま、当社の大株主の一部である金融機関への債務弁済に充ててしまいました」、「当社の大株主である一部の取引先債権者に対し、優先的な弁済を行うという便宜を図る結果をもたらした」と主張しています。

しかしながら、当社は返済期限の到来した金融負債の一部の返済をしておりますが、手取り金を

「ほぼそのまま」返済に充てるということはしておらず、当社の運転資金として活用しています。また、当社が、返済期限の到来した債権を有する債権者のうち、特定の一部の債権者に対して、偏頗的に弁済を行い、他の債権者の皆様にご迷惑をおかけしたといった事実も一切ありません。

次に、本株主は、本株主提案権行使書において、本件固定資産譲渡に関して、「不動産売却代金を資金繰りを含めた事業資金として用いるかのように振る舞い、株主に対し、不適當かつ誤解を与えるような開示をしました」と主張しています。しかしながら、上記のとおり、当社は、本件固定資産譲渡による手取り金を運転資金として活用しており、本件固定資産譲渡により、新型コロナウイルスによる影響下においても安定した資金繰りを維持しています。よって、本株主の主張は明白な事実誤認です。

なお、本株主は、本株主提案権行使書において、当社の2021年7月30日開催の臨時株主総会の議事進行の態様や当社の説明について批判をしており、本株主は、議長が本株主からの質問や確認を無視し半ば強引に議事進行させたと主張しています。しかしながら、当社は本株主を含む出席株主の皆様からの追加のご質問がないことを十分に確認してから議案の採決に移っておりますし、本株主を含む当社の株主の皆様からの質問に対して誠実に回答をしており、議事進行の態様や説明について問題はなかったと考えています。

(2) 本株主議題2について

当社は以下の理由から、本株主議題2について反対をいたします。

① 定款に盛り込む必要性を見出しがたいこと

本株主議題2は、当社の株主総会において取締役の選任議案の審議に際しては、候補者がコーポレートガバナンスを担うにふさわしい人物であるかを慎重に審議することを定款に盛り込むことを求めるものです。

「コーポレートガバナンスを担うにふさわしい人物」というものがどのような意味を指しているのかが不明瞭ですが、その点は措くとして、不特定多数のステークホルダーを有する当社の経営に關与する取締役の資質として、コーポレートガバナンスに関する理解及びそれを実践する能力が考慮要素となることは、当社は否定するものではありません。

しかしながら、これは、上場会社であるか否かにかかわらず、株主総会において取締役を選任する場合に例外なく妥当する事項であり、いわば、自明のことです。したがって、「特に慎重に審議する」ことをあえて定款に規定するまでもなく、当社の株主総会における取締役の選任議案については、株主の皆様にご審議いただくことが大前提となっております。また、このような規定を盛り込んでいる上場会社は一般的とは到底いえないことも考慮すると、会社の根本規則である定款に規定する必要性を見出すことはできません。

② 本株主議題2を提案する背景・理由がないこと

本株主提案権行使書の本株主議題2の「提案の理由」にて、本株主は本株主議題2を提案するにいたった背景・理由として、当社におけるコーポレートガバナンスについての批判や、当社取締役候補者の指名についての批判を記載していますが、以下のとおり、当該批判には理由がないと考えております。

(ア) 当社取締役会の構成

監査等委員会設置会社である当社の取締役会は、監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役4名により構成されております（かつ、監査等委員でない取締役6名の任期は1年とされていることから、毎年、株主の皆様から新任及び再任についてのご承認を頂戴する形となっております。）。また取締役のうち4名は経営体制の強化と監督機能充実のために、社外取締役を選任しています。

このように、当社は社外取締役を積極的に選任することで、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

(イ) 当社取締役候補の指名における手続の透明性

当社は、当社取締役候補の指名についての手続についても、コーポレートガバナンス報告書（最終更新日：2021年12月21日）に詳細に記載されておりますが、当社は、(i) 経営陣幹部、取締役候補については、業務経歴等を踏まえ最適な人物を指名し、(ii)

社外取締役については、幅広い知識や実務経験を有しており、その豊富な経験や識見を活かし、当社経営に的確な助言を頂ける人物を指名しております。

また、当社は、(i) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）の選任手続については、取締役会の任意の諮問機関で、その過半数が独立社外取締役により構成される「指名・報酬委員会」において審議をした上で、(ii) 監査等委員である取締役の選任手続については、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決議を行い、株主総会に付議しております。

このように、当社は、取締役候補者の指名についてのプロセスを透明化し、当該プロセスを遵守する形で取締役候補者を選任しており、取締役候補者の指名プロセスに問題となるような事象はありません。

③ 本株主議題 2 を提案する背景・理由について、事実誤認が散見されること

上記①・②に記載したことに加え、本株主提案権行使書の本株主議題 2 の「提案の理由」にて、本株主は本株主議題 2 を提案するにいたった背景・理由を記載していますが、以下のとおり、事実誤認や根拠に基づかない主張です。

本株主の主張	当社の認識及び反論
<p>(ア) 当社の買収防衛策の公表の態様、及び当社の 2021 年 7 月 30 日開催の臨時株主総会における買収防衛策の継続に関する承認決議等の態様（不適當・不十分な議事運営による強行的な可決）に関する主張</p>	<p>本株主は、本株主が「十分な意見表明等が困難なスケジュール」で当社が買収防衛策の承認に係る臨時株主総会を開催したなどを主張していますが、当社は左記の臨時株主総会を法令等に従った招集手続を含むスケジュールによって開催しており、また、当社の買収防衛策は、当該臨時株主総会の招集通知が発せられるより 1 か月近く前の 2021 年 6 月 16 日に公表されています。さらに、本株主は当該臨時株主総会に出席の上、質問権の行使に際して、当社への質問に加えて、自身の考えについての主張も行っており、かつ、当社は本株主を含む出席株主の皆様からの追加のご質問がないことを十分に確認してから、議案の採決に移っています。そのため、「十分な意見表明が困難なスケジュール」という主張は到底受け入れることができません（当社の買収防衛策の導入に関する経緯につきましては、当社が公表した 2021 年 6 月 16 日付の「フリージア・マクロス株式会社及びその関係者による大規模買付行為等の対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。</p>
<p>(イ) 金融商品取引法が改正され、買収提案等があった場合の株主の検討のための時間確保や情報提供のための制度が整って久しいにもかかわらず、それらのために買収防衛策を導入することに合理性を見いだせないとの主張</p>	<p>当社の買収防衛策は、本株主が、当社に何の事前連絡もなく「当社の持分法適用関連会社化及び資本業務提携の交渉に際しての交渉力の強化」（本株主が 2021 年 6 月 3 日に提出した大量保有報告書に記載）を目的として、市場にて短期間で大量の当社の株式を取得したことなどを理由として当社取締役会が導入を決定したものであり、2021 年 7 月 30 日開催の当社の臨時株主総会で買収防衛策の継続が承認されています。本株主のように、市場で大量の株式を取得する行為については、金融商品取引法上の公開買付規制の適用を受けるものではありません。左記の主張は、あたかも、市場での買付けに対しても、金融商品取引法上の制度が整備されているかのような主張であり、到底説得的なものとはいえません。</p>
<p>(ウ) 本件固定資産譲渡に関する取引及びその開示が不適切であるとの主張</p>	<p>上記（1）をご参照ください。</p>

本株主の主張	当社の認識及び反論
(エ) その他	本株主は「業績の改善を諦めながらも取締役を続投する姿勢を示す当社取締役会」と述べますが、そのように主張する根拠が不明です。

以 上

本プレスリリースは、当社の株主による本定時株主総会における株主提案権行使への対応及び当社の取締役会の意見を一般に公表するための文書であり、当社の株主の皆様に対して、本定時株主総会における議案につき、当社又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきものではありません。

別紙

注：以下の内容は、フリージア・マクロス株式会社からの定時株主総会に係る株主提案権行使に関する書面に記載の「議案の要領」及び「提案の理由」です。

1. 監査等委員である取締役 宮本幸三氏、同 岡本雅弘氏、および同 瀧村竜介氏解任の件

(1) 議案の要領

当社監査等委員である取締役 宮本幸三氏、同 岡本雅弘氏、および同 瀧村竜介氏の計3名を解任する。

(2) 提案の理由

当社は、従前より経営不振が続いていたところ、コロナ禍以降、その成績を極端に悪化させ、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況に陥りました。そのため、財務基盤の強化は焦眉の急でありました。

そのような認識に基づき、令和3年3月16日、東京都渋谷区の不動産を売却し、キャッシュフローを創出したものの、その虎の子ともいべきキャッシュフローをほぼそのまま、当社の大株主の一部である金融機関への債務弁済に充ててしまいました。これは、当社の存続に必要な資金を失わせる一方、当社の大株主である一部の取引先債権者に対し、優先的な弁済を行うという便宜を図る結果をもたらしたものであります。

しかも、当社は、上記事実ないし経緯を特段開示することなく、むしろ、「資産を用いた資金調達で運転資金を確保し、財務体質の強化を図るため。」とか「固定資産の譲渡による資金調達を行って」いるなどを開示し、あたかも、不動産売却代金を資金繰りを含めた事業資金として用いるかのように振る舞い、株主に対し、不適当かつ誤解を与えるような開示をしました。

加えて、当社は、このような不適切な開示情報を前提に、令和3年7月30日に臨時株主総会を開催し、不当な買収防衛策を導入ないし継続する議案を可決しました。この株主総会において、株主である請求人を代理して出席した佐々木ベジが、これらの事実に関する質問および今後の金融機関の融資ないし当社に対する支援の姿勢が開示されている通りであるかを確認しようとした際、代表取締役小泉純一氏の代役として登壇した議長がこれらの質問や確認を無視し半ば強引に議事進行させました。当社は、同株主総会までに不動産を売却し、決済を了し、得たキャッシュフローを債務の弁済に充てて、不十分ながら開示までしているのですから、説明義務を尽くすことは容易であったはずで

す。これらの事柄は、当社においてコーポレートガバナンスが機能していないことに起因するものです。

そして、この機能不全の責任は、監査等委員が負うべきものと考えます。

そこで、監査等委員長を含む監査等委員である取締役3名を解任し、当社のコーポレートガバナンスを十分に機能させたい次第です。

2. 定款一部変更の件（小泉純一氏の役員就任防止ないしコーポレートガバナンス充実に向けた施策）

(1) 議案の要領

現行の定款第19条に以下の項を新設する。

第4項 取締役の選任決議の際は、候補者がコーポレートガバナンスを担うにふさわしい人物であるかについて特に慎重に審議する。

(2) 提案の理由

当社は、令和3年6月16日、突如として、取締役会決議により明らかにグリーンメイラー等ではない請求人を標的にした、いわゆる、有事導入型の買収防衛策を導入し、同月30日を基準日とする臨時株主総会を同年7月30日に開催し、上記買収防衛策の標的とされ、直接的に不利益を受ける請求人の十分な意見表明等が困難なスケジュールで、取締役会決議によって導入された買収防衛策を継続する（第1号議案）だけでなく、取締役会（ないしその構成員）のみの判断で、買収防衛策発動すること（第3号議案）、請求人に限って買収防衛策廃止についての臨時株主総会招集請求しないことを要請すること（第4号議案）について審議し、不適當・不十分な議事運営により、強行的に可決しました。

しかも、これらは請求人が当社の筆頭株主として、当社の代表取締役社長と経営改善や業務提携等の話し合いを行っている中で、デューデリジェンスを拒否し、アポイントをキャンセルし、相談もなしに突然になされたものです。

金融商品取引法が改正され、買収提案等があった場合の株主の検討のための時間確保や情報提供のための制度が整って久しいにもかかわらず、それらのために買収防衛策を導入することに合理性を見いだせません。買収防衛策を導入している企業のほとんどが業績の傾いた企業ばかりであるのは、それが業績を改善せずとも取締役として居座り続けることを可能とする手法だからです。

業績の改善を諦めながらも取締役を続投する姿勢を示す当社取締役会を作り出したのは、代表取締役である小泉純一氏に他ならず、同人は、上記した不適切な取引と不適切な開示の件も含め、コーポレートガバナンスの機能不全をもたらしました。

当社は、この反省を生かし、二度とコーポレートガバナンスを軽んじるような者を代表取締役に据えない努力をすべきです。

そして、代表取締役は取締役会決議で定めるものである以上、当社株主は、コーポレートガバナンスを担うにふさわしい人物を取締役として選任すべきです。

そこで、この考えを定款に残し、当社が、二度と同じ轍を踏まないようにしたいと考えます。